

事業者のみなさん! 準備は進んでいますか？

令和元年(2019年)10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

準備に向けた第一歩として、制度を知ることから始めませんか？

開催日	開催時間	開催場所	定員
7月18日(木)	13:30 ~ 14:30	公益社団法人 相生納税協会 2階会議室 (相生市那波本町6-17)	各40名
7月24日(水)	13:30 ~ 14:30		
8月5日(月)	10:00 ~ 11:00		
8月21日(水)	13:30 ~ 14:30		
9月18日(水)	13:30 ~ 14:30		
9月26日(木)	13:30 ~ 14:30		

※ どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数を超えた場合は、受付を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

消費税軽減税率制度



消費税軽減税率制度に関することは、
国税庁HPトップページの「[その他のバナー一覧](#)」

問合せ先	相生税務署	法人課税部門
	TEL 0791-23-0371 (ダイヤルイン)	

共催：(公社)相生納税協会、相生税務署